

語句説明

静岡市立地適正化計画

平成26年8月の都市再生特別措置法の一部改正により、行政と市民が一体となったコンパクトなまちづくりを促進し、市民生活の質を高め、地域経済を活性化することを目的に策定された計画。
計画に基づき、暮らしやすく魅力ある集約連携型都市構造（コンパクトシティ+ネットワーク）の実現に向けて、都市機能や居住の適正な誘導を図り、公共交通と連携したまちづくりを進めている。

静岡市中心市街地活性化基本計画

中心市街地の活性化に関する法律に基づく内閣総理大臣の認定を受けた本市中心市街地（静岡地区・清水地区）の活性化を総合的・一体的に推進する計画。
計画に基づき静岡地区・清水地区中心市街地の個性を活かした役割分担を図りつつ、連携を推進しながら、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを進めている。
現計画（第2期）の計画期間は、平成28年4月から令和3年3月までの5年間。

清水都心地区のまちづくり体制
質問者 牧田 博之（自民党）
清水都心の市街地・居住エリアは清水みなとまちづくりグランドデザインのリーディングプロジェクトと策定されるガイドプランの対象範囲外とのことだが、清水都心地区全体のまちづくりにおける市の体制は、
〔答弁〕清水港及びその周辺で、みなとまち一体のまちづくりを進めるための組織である清水みなとまちづくり公民連携協議会によりグランドデザインが策定され、その実現に向け、様々な取組が進められている。本市の体制は、国際海洋文化都市の実現を総合的に進める海洋文化都市推進本部が協議会の一員としての取組を行い、さらに、本市の立地適正化計画や中心市街地活性化基本計画などに基づき、清水都心のまちづくりに関する施策を各局が連携して進めている。今後、オール静岡市役所で清水都心地区のまちづくりに取り組んでいく。

語句説明

清水都心地区

港湾都市として発展した清水区の中心都市拠点で、港湾産業などの集積や、JR清水駅やバスターミナルなどの交通拠点、商店街や駅前開発などによる機能集積がある。
静岡都心地区とは異なる特色を活かした清水区の中心都市拠点として、都市機能の集積、観光・交流機能や海の玄関口としての環境形成、津波の想定を踏まえた、安全性の高い都市形成などが期待される地区である。

清水みなとまちづくりグランドデザイン

本市、静岡県、清水港関係企業3社、地元銀行2行、鉄道1社及び静岡商工会議所による「清水みなとまちづくり公民連携協議会」が描いた清水港及び周辺の将来像。
清水港及び周辺が今後20年で目指す姿として「ひろく・みなとまち」を掲げ、産業と市民の共存、活力と美しさの両立に向けた10の視点や、先導的に動き出す6地区のリーディングプロジェクトを提案している。

主な議案

○令和2年度静岡市一般会計補正予算（第8号）

海洋文化の拠点づくりを推進

清水みなとまちづくりグランドデザインにおけるリーディングプロジェクトの一つである、「三保海岸地区」において、海洋レクリエーションの活性化や回遊性の向上を図り、三保半島の海の玄関口として新たなにぎわい拠点となる「ビーチステーション」の整備を支援するための経費及び国・県と連携して実施している清水港の港湾整備事業において、日の出、江尻、興津エリアの整備を促進するための経費を計上しました。



ビーチステーションの整備想定箇所

事業名	主な概要	金額(千円)
1 三保内浜 マリンリゾート拠点形成推進事業費助成	三保エリアにおける公益機能を備えるビーチステーションの整備に対する助成。 ・対象経費 待合スペース、公衆Wi-Fi等の整備費用 ・開設日 令和3年4月を予定	5,000
2 清水港 港湾整備事業費負担金	国・県による清水港港湾整備事業の事業費の増額に伴う負担金の増額。 【事業費】 ・全体事業費 5,199,808千円 ・市負担分 705,374千円	333,665

条例に定める施策

基本施策1:客引き行為等禁止区域の指定 令和3年1月1日～

呉服町などを、客引き行為等をしてはいけない区域に指定します！
客引き業者が多く徘徊している地域について、指定した区域内での客引き行為等を禁止します。（市長が区域を指定し、告示します）

基本施策2:違反者に対する罰則 令和3年4月1日～

条例に違反した場合、過料5万円以下を科します！
違反者の氏名（法人名）・所在地を公表します！
条例に違反して客引き行為等をした場合は勧告・命令を行い、命令に違反したときは違反した客引き業者や店舗を利用しないよう、市民に対して氏名等の公表を行い、なお改善されないときは過料を科します。

基本施策3:両罰規定 令和3年4月1日～

客引きした者だけでなく、客引きさせた者も処罰対象です！
条例に違反して客引きをした者に加えて、業務として客引きをさせた者も同様に氏名（法人名）等を公表し、過料を科します。

基本施策4:客引きを用いた営業の禁止 令和3年4月1日～

客引きが連れてきた客を、店に入れることを禁止します！
客引き行為だけでなく、客引き行為によって誘われた者を客として店に入れることも禁止します。



公共の場所における客引き行為等を禁止し、安全かつ快適な生活環境の確保を図ることにより、魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与するため、条例を制定するものです。

客引き行為等の禁止

○静岡市客引き行為等の禁止に関する条例の制定について

11月定例会で審議した
主な議案の概要は
次のとおりです。



規制する内容

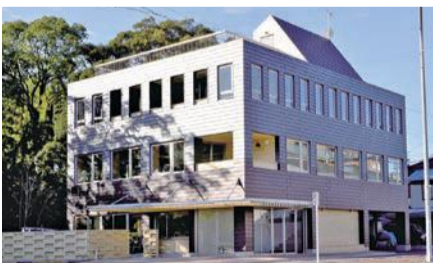
禁止区域での客引き行為等(全ての業種が対象)
午前0時前の飲食店等の客引き(自店舗前で通行の迷惑にならないものを除く)

県条例で禁止する行為
風俗営業の客引き・執勤な客引き

風俗営業法で禁止する行為
風俗営業の客引き・午前0時以降の飲食店の客引き

客引き行為
(相手特定して客となるよう誘う行為)
勧誘行為
(相手特定して役務に従事するよう誘う行為)
客待ち・勧誘待ち行為
(客引き・勧誘目的で路上等で待つ行為)

飲食店等の客引きは
既存の法令では
規制できない！



人口減少対策特別委員会では、定住・交流人口の増加策及び全ての市民がいきいきと暮らせるまちづくりについての4年間の調査・研究結果を基に、市長への提言としてまとめていきます。

10月29日に市議会の人口減少対策特別委員会の委員が、市内の職・育・住一体型施設「いちぼし堂（葵区安東一丁目）」の視察を行いました。いちぼし堂は1階に保育園、2階にコワーキングスペース、3階に県内外企業のテレワーク拠点となる住居で構成された施設です。

いちぼし堂ではこの施設を拠点として、「はたらくをともに育む」をコンセプトに、その人・その企業それぞれに合わせた新しい働き方を提案し、多様な居場所を作ること、まちの潜在資産の顕在化に取り組んでいます。視察を通じて、県内外を問わず、多様な働き方の受け皿として機能していることを認識しました。

人口減少対策特別委員会の委員が注目施設を視察！

陳情審査結果

2件の陳情が議会運営委員会でそれぞれ審査され、審査結果は次のとおりです。

件名	結果
陳情及び請願に対します「議長供覧」という結果通知に関して、その理由や不備に付いて、短くても良いですが説明を希望する陳情	不採択
草薙大鳥居の形のモニュメント復活のお願い(陳情)	不採択